

港区暴力団排除条例の概要

区、区民等、事業者の役割

区の責務(5条)

区は、区民等や事業者の皆さん、警察等関係機関との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進します。



事業者の責務(7条)

事業者の皆さんには、区民等の責務に加え、従業員の安全や事業の適正で円滑な実施を確保するため、暴力団排除のための適切な措置を講じるよう努めてください。

区民等の責務(6条)

区民等の皆さんには、次の行為を行うよう努めてください。

- ①暴力団排除活動に役立つ情報を知った場合には、区または警察等へ情報提供すること
- ②区が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力すること
- ③暴力団排除活動に相互に連携して自主的に取り組むこと



誓約書の提出(10条)

平成26年4月1日以降に新たに飲食店営業許可(新規・更新)を受けた事業者の皆さんには、「暴力団の威力を利用しないこと」や「暴力団等に利益を供与しないこと」を遵守すること等を記載した誓約書を区に提出することとします。



公の施設における暴力団排除措置(13条)

区民センターや区民斎場等の公の施設の利用が、暴力団の利益となると認められるときは、承認を取り消すなど施設の利用を拒否します。



区の取組

区の事務事業に係る暴力団排除措置(12条)

区が行う契約、補助金等の事務事業が暴力団の利益とならないよう、暴力団排除条項を整備するなど暴力団の関与を防止するための必要な措置を講じます。



指導及び勧告(14条)、公表(15条)

区が補助金の返還請求をしたにもかかわらず、正当な理由なく返還に応じないものは、指導及び勧告、公表の対象になります。

港区暴力団排除審議会(16条)

暴力団排除活動を推進するための措置を適正に実施するため、港区暴力団排除審議会(外部委員を含む。)を設置します。

区民等及び事業者に対する支援(18条)

区民等や事業者の皆さんが自主的に取り組む暴力団排除活動に対し、財政的支援等の必要な支援を行うことができます。(4ページ参照)

区民等及び事業者の安全確保のための措置(22条)

暴力団及び暴力団関係者の行為が、区民生活や事業活動を妨げたり、危害を及ぼすおそれがあるときは、警察に対し、安全を確保するための必要な措置を講じるよう要請します。

区民等や事業者の皆さんができるべき事項

暴力団の威力を利用することの禁止(8条)

債権の回収、紛争等の解決のために、暴力団の威力を利用ではありません。



暴力団等に対する利益供与の禁止(9条)

暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することを目的として、暴力団や暴力団員等に対して利益を供与していません。

青少年に対する措置等(19条)

青少年(18歳未満)の教育や育成に携わる者は、青少年に対し、暴力団への加入防止や暴力団による犯罪の被害を受けないように必要な措置を講じるよう努めます。また、区は、青少年の教育や育成に携わる者に対して、必要な支援を行います。